

## 北上市社会福祉法人連絡会規約

### (名称)

第1条 この会は、北上市社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）という。

### (目的)

第2条 連絡会は、多様化及び複雑化する地域課題や社会福祉に関するニーズに対し、北上市内に事業所を有する社会福祉法人が各法人の取組みに加え、情報と課題を共有し、それぞれの専門性を活かしながら、連携や協働体制の強化を図り、地域における公益的な取組みを実施し、市民の福祉向上や地域福祉を更に推進することを目的とする。

### (会員)

第3条 連絡会の会員（以下「会員」という。）は、前条に定める目的に賛同する北上市内に事業所を有する社会福祉法人とする。

### (事業)

第4条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が連携して実施する地域における公益的な取組みの検討及び企画
- (2) 地域課題及び福祉ニーズの把握
- (3) 連絡会及び会員が取り組む活動について市民への周知や情報発信
- (4) 会員相互の情報交換、交流及び研修会の実施
- (5) その他、連絡会の目的達成のために必要な事項

### (役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。

3 会長は会務を統括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 監事は連絡会の事業及び会計を監査する。

6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 欠員の補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (総会)

第6条 総会は年1回、会長が招集し開催する。ただし、会長は必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- 2 総会に議長を置き、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 役員を選任又は解任
  - (2) 予算及び事業計画
  - (3) 決算及び事業報告
  - (4) 規約の変更
  - (5) 会員の加入
  - (6) その他、連絡会の運営に係る重要な事項
- 4 総会は会員総数の過半数の出席を以って成立する。ただし、あらかじめ、書面等により意思を表示した会員は出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 連絡会の組織運営や事業実施に係る検討及び協議を行うため、幹事会を置き、会長が招集し開催する。

- 2 幹事会は、会員である社会福祉法人から1名ずつ選出し、構成する。
- 3 幹事会に、代表幹事を置き、会長が任命する。

(分科会)

第8条 連絡会の事業実施に係る調査、企画及び立案を行うため、次の分科会を置き、会長が招集し開催する。

- (1) 地域課題研究分科会
  - (2) 人材育成・サービス向上分科会
  - (3) 総務及び広報活動分科会
- 2 会員である社会福祉法人は、前項の(1)～(3)のいずれかの分科会に所属する。

(会費)

第9条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。

- 2 会費の額は別に定める。

(事務局)

第10条 連絡会の事務局は、社会福祉法人北上市社会福祉協議会に置く。

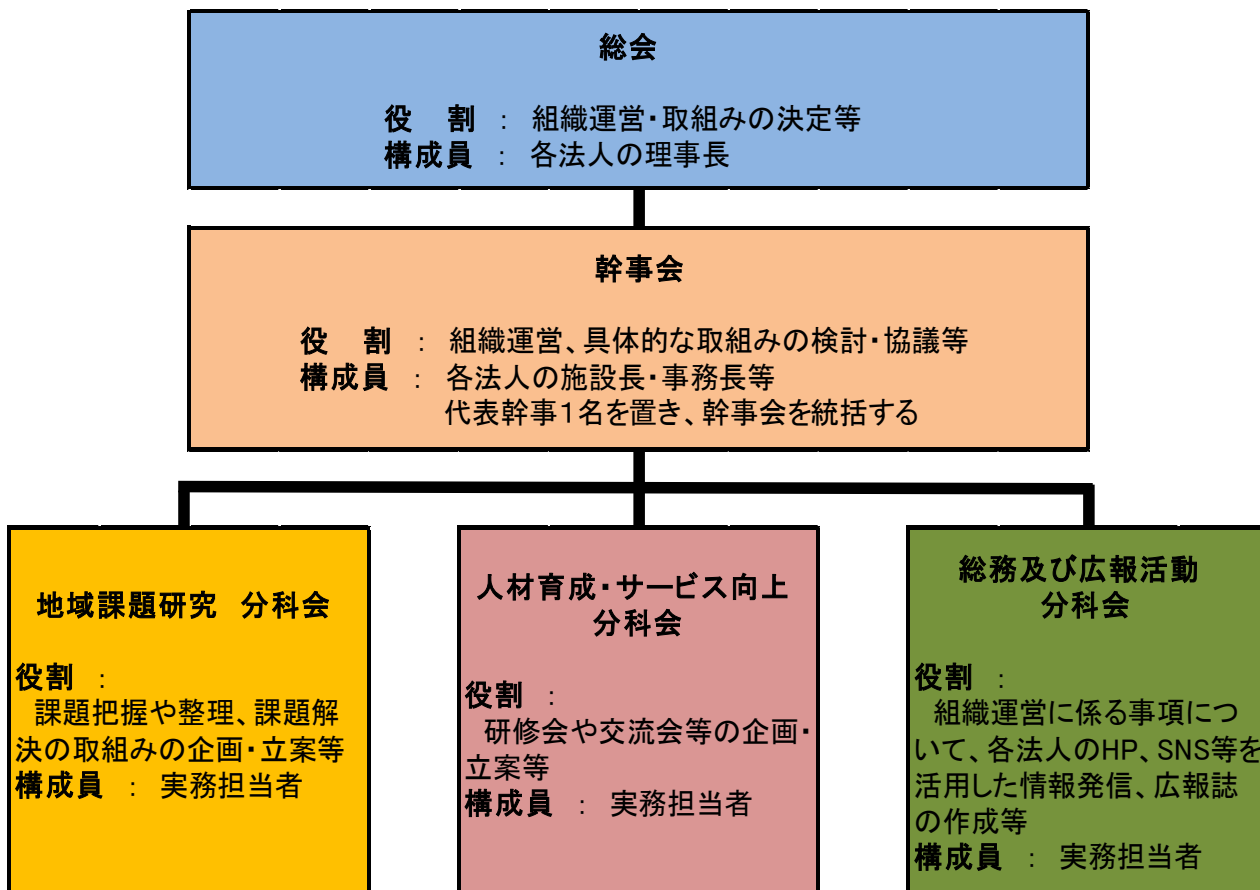
(その他)

第11条 その他、この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年2月12日から施行する。

組織体制図



※連絡会の運営及び取組み等について、会長が必要と認める場合は、北上市に対して連絡会への出席、助言及び協力を求めることができる。